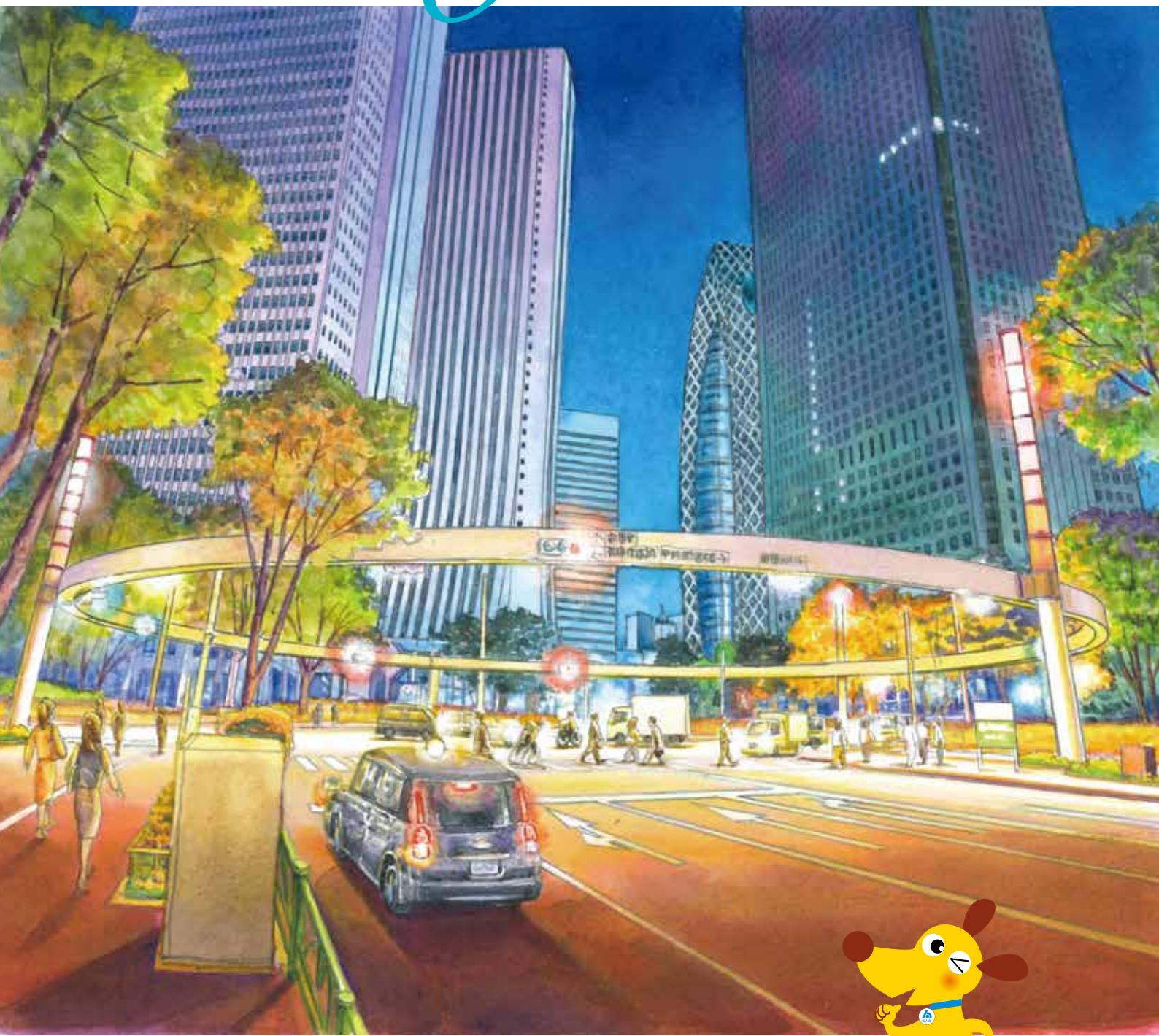




税と地域の情報誌

# SHINJUKU 5 2022 vol.219

企業にも街にも活気 地域をつなぐ法人会



新連載  
防災

新宿法人会オリジナル  
働く人のための地震防災マップ<sup>®</sup>〈全体版〉

小冊子プレゼント

「令和4年度 ここが変わる!ことしの税制改正」  
「中小企業が知っておきたい コロナ克服のための経済対策・税制ガイド」

新宿法人会HP



公益社団法人 新宿法人会

## CONTENTS

## 社会貢献活動報告

使用済み切手・外国コインの寄贈／  
『公益目的事業のための寄附金』のご報告、  
税の作品展示 ..... 1・2

法人会の税制改正に関する提言の  
主な実現事項 ..... 3・4

女性部会 創立40周年記念式典・祝賀会／  
新友会 東京国税局長講演・税務研修会開催 ..... 5

**連載 税金なんでも Q&A Vol.40**  
家族信託について教えてください ..... 6

**新連載 新宿法人会オリジナル**  
働く人のための地震防災マップ 全体版 ..... 7・8

**連載 会社の防災対策を考える②**  
コロナ禍で明らかに～会社継続への備え ..... 9

**連載 実践！税務調査**  
交際費～代表取締役の個人的消費か否か ..... 10

**税務署だより**  
2022年度 税務職員募集／  
消費税のインボイス制度登録申請受付中！ ..... 11

**都税事務所からのお知らせ**  
5月は自動車税種別割の納期です／納税証明・  
評価証明の電子申請を開始しました ..... 12

**第10回 公益社団法人 新宿法人会 通常総会・**  
交流会のご案内／小冊子プレゼント ..... 13

**5月・6月 法人会イベント／**  
おすすめ本／珈琲たいむ ..... 14



新宿の街の風景 14  
—「新宿警察署裏」の交差点から高層ビル群を望む—

表紙イラスト・松井伸佳(まつい のぶよし)  
1956年生まれ・武蔵野美術短期大学卒業。  
1981年小島良平デザイン事務所を経て、フリーランス・イラストレーター。リアル表現を柱に広告・パッケージ媒体において、手描きスタイルに拘って活動中。

## コロナ禍にもかかわらず



令和3年度に皆様からお寄せいただいた使用済み切手は社会福祉法人新宿区社会福祉協議会を通じて、海外コインは直接公益社団法人日本キリスト教海外医療協力会（以下JOCS）へ寄贈いたしました。ご協力いただきました皆様に御礼申し上げます。

## 使用済み切手の手順

**① 送れない（破れた・折れた・汚れた・欠けた）  
切手は省く**



**② 切手を切り取る**

- ・切手のまわり1cmくらいを残して切り取る
- ・無理して消印スタンプを残す必要はありません。もし、1cm+少しの余白で消印が残る場合はなるべく残してください

**③ 日本と外国の切手に分ける**



**④ 法人会へ送る・届ける**

この後JOCSの

**⑤ ボランティアさんにより  
整理・仕分け・箱詰め・発送される**

『公益目的事業のための寄附金』  
のご報告

ご寄附を賜りましたことに、  
心から御礼申し上げます。

**東聖建設株式会社 様**

10口 50,000円



# 活動報告

大変多数の切手とコインを  
寄付いただきました。

令和3年度

使用済み切手：約7.2kg（約36,270枚）  
海外コイン：363g

## 使用済み切手

約5,000枚  
(約1kg)

でタンザニアの  
看護学生1人の1年分の  
教科書代になります。

## 使用済み切手

約22,000枚  
(約4.2kg)

でウガンダで  
助産師学校の1か月の  
学費相当になります。



今年度も引き続き「使用済み切手・外国コイン」の  
収集にご協力をお願いいたします。  
未使用切手や外国紙幣も受け付けております。

## 税の作品展示

確定申告期間中、新宿税務署の総合窓口壁面に女性部会で実施している「税に関する絵はがきコンクール」をはじめ新宿間税会の「税に関する標語」や国税庁・全国納税貯蓄組合連合会が共同で実施している「中小学生の税についての作文」の受賞作品が展示されました。



日本キリスト教海外医療協力会は、1964年に日本では初めて、使用済み切手による国際保健医療協力活動を始めました。現在も全国から寄せられる使用済み切手や書き損じハガキ、外国コイン、古本などをアジアやアフリカの保健医療協力のため、役立てています。

※5,000枚の使用済み切手を  
換金すると約1,800円となります。

令和3年度/  
使用済み切手・外国コイン  
収集にご協力頂いた皆様

### 寄贈者一覧

株式会社 秋田設計
株式会社 アドバンス都市開発
税理士法人 Arzt
イナバ商事 株式会社
浦野城孝
株式会社 越後屋豆店
株式会社 FAステーション
有限会社 M・T・D
株式会社 小田急百貨店
関東石油 株式会社
株式会社 壱久屋
有限会社 樽式典
株式会社 公営社
公益財団法人 東京都福祉保険財団
株式会社 コンピューターマネジメントセンター
三信商事 株式会社
株式会社 塩田屋
有限会社 シナリー美和
株式会社 シンクタンクマインドズーム
株式会社 新宿高野
新宿公認会計士税理士事務所
新宿東部 株式会社
株式会社 セーフティ
株式会社 タカノフルーツバーラー
竹田商事 株式会社
株式会社 千野
株式会社 チェックメイト
株式会社 竹宝商會
司環境計画 株式会社
東栄商事 株式会社
東京タイル 株式会社
東聖建設 株式会社
株式会社 東聖ハウスシステム
株式会社 新村本社
株式会社 馬場ガラス店
有限会社 藤塚製作所
株式会社 ブラウド
マエタ総建 株式会社
株式会社 よし彦
株式会社 らんざん
株式会社 リベルテ
株式会社 隆栄
株式会社 ロメオ
株式会社 若松屋
有限会社 わたなべ

※五十音順

# 法人会の税制改正に関する提言の主な実現事項

令和4年度税制改正では、成長と分配の好循環の実現に向けて、多様なステークホルダーに配慮した経営と積極的な賃上げを促す観点から賃上げに係る税制措置が抜本的に強化されるとともに、スタートアップと既存企業の協働によるオープンイノベーションを更に促進するための措置が講じられました。また、カーボンニュートラルの実現に向けた観点等を踏まえ、住宅ローン控除等が見直されました。加えて、景気回復に万全を期すため、土地に係る固定資産税等の負担調整措置につ

いて、激変緩和の観点から所要の措置が講じられました（令和4年度税制改正大綱より）。

法人会では、昨年9月に「令和4年度税制改正に関する提言」を取りまとめ、その後、政府・政党・地方自治体等に提言活動を積極的に行ってまいりました。今回の改正では、相続税・贈与税の納税猶予制度の特例承継計画の提出期限延長、中小企業向け税制措置の適用期限延長等、法人会の提言事項の一部が盛り込まれ、以下のとおり実現する運びとなりました。

## 法人課税

### 1. 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例

#### 法人会提言

少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、損金算入額の上限（合計300万円）を撤廃し全額を損金算入とする。なお、それが直ちに困難な場合は、令和4年3月末日までとなっている特例措置の適用期限を延長する。

#### 改正の概要

中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例について、対象資産から貸付け（主要な事業として行われるもの除く）の用に供した資産を除外した上で、その適用期限が2年延長されました。

### 2. 交際費課税

#### 法人会提言

交際費課税の特例措置については、適用期限が令和4年3月末日までとなっていることから、その延長を求める。

#### 改正の概要

中小法人の交際費課税の特例措置（定額控除限度額800万円まで損金算入可）の適用期限が2年延長されました。

また、交際費等のうち接待飲食費の50%までを損金算入できる特例措置（資本金の額等が100億円以下の大法人も適用可）についても、適用期限が2年延長されました（中小法人の交際費課税の特例措置との選択適用）。

## 事業承継税制

### 1. 相続税・贈与税の納税猶予制度

#### 法人会提言

新型コロナの影響により事業承継の時期を延期せざるを得ないケースもあることから、特例承継計画の提出期限（令和5年3月末日）および特例措置の適用期限（令和9年12月末日）を延長すべきである。

改正の概要

非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度について、特例承継計画の提出期限が1年延長（令和6年3月末日まで）されました。

## 地方税

### 1. 固定資産税の抜本的見直し

#### 法人会提言

令和3年の全国の公示価格は、コロナの影響等により6年ぶりに下落した。こうした事態を受けた令和3年度税制改正においては、固定資産税の税額が増加する土地について前年度の課税標準額に据え置く措置が講じられた。令和4年度においてもコロナ禍の影響はまだ残るとみられており、令和3年度改正と同様の措置が必要である。さらに、都市計画税と合せて評価方法および課税方式を抜本的に見直すべきである。

改正の概要

土地に係る固定資産税の負担調整措置について、令和4年度に限り、商業地等（負担水準が60%未満の土地に限る）に係る課税標準額の上昇幅を、評価額の2.5%（改正前：5%）とする措置が講じられます（都市計画税についても同様）。

## その他

### 1. 地方のあり方

#### 法人会提言

地方創生では、さらなる税制上の施策による本社機能移転の促進、地元の特性に根差した技術の活用、地元大学との連携などによる技術集積づくりや人材育成等、実効性のある改革を大胆に行う必要がある。

改正の概要

地方拠点強化税制の適用期限が2年延長されるとともに、感染症の影響によるビジネス環境や企業動向の変化等を踏まえた適用要件の緩和等が行われました。



## 女性部会

## 創立40周年記念式典・祝賀会



▲川名部会長のご挨拶



▲第7代部会長・藤澤副会長へ、高野会長から花束贈呈



▲アトラクションの模様

開催日時：令和4年3月11日（金）16:00～19:00

会場：京王プラザホテル 本館4階「花」

参加人数：32名

公益社団法人 新宿法人会 女性部会は昭和56年4月に創立、昨年4月に40周年を迎えました。長引くコロナの影響を受け、なかなか記念行事を実施することができませんでしたが、去る3月11日に万全の感染対策を講じ無事開催することができました。

記念式典には新宿税務署から井手署長をはじめとする幹部の方々、また新宿区役所からは高橋税務課長、親会からは高野会長及び藤澤副会長にご臨席いただきました。

藤澤副会長には、第7代女性部会長として絵はがきコンクールの立ち上げなど部会事業にご尽力いただき、感謝の意を込め高野会長から花束の贈呈を行いました。

祝賀会には吉住新宿区長にも駆けつけていただき、参加者は尺八演奏家とギター奏者のコラボ演奏に酔いしれながら、久しぶりの交流を楽しみました。



## 新友会 東京国税局部長講演・税務研修会 開催

開催日時：令和4年3月23日（水）14:00～16:30

会場：新宿区立産業会館（BIZ新宿）1階多目的ホール

参加人数：101名

対象：国税局調査部所管法人及び資本金1億円以上の法人

## ①「税務コンプライアンスの維持・向上について」

今年度の東京国税局部長講演は、調査第三部 部長 川口 仁 氏に上記テーマについて3部構成でお話いただきました。

第一部「事務運営の基本」では、申告納税制度と税務コンプライアンス、調査部の事務運営から税務行政の将来像についてご説明いただきました。

第二部「税務調査における重点取組事項等」については、税務調査の課題、情報リソースと調査マンパワーの充実、グローバルネットワークの強化及び消費税不正還付への対応などをお話しいただきました。



調査第三部 部長 川口 仁 氏

最後の第三部では、「調査以外の手法（協力的手法）の取組」について、税務に関するコーポレートガバナンス（税務CG）の取組を解説いただきました。

## ②「令和3年度 税制改正について」

調査第一部 調査審理課 主査 杉山 孝 氏から減価償却又は税額の計算に関する改正で、試験研究を行った場合の法人税額の特別控除制度の整備を中心に解説いただきました。

## ③「令和3年度 電子帳簿保存法の改正について」

調査第一部 調査開発課 情報技術専門官 村上 広行 氏から電子帳簿等保存に関する改正事項、電子帳簿の保存要件の概要及び電子取引に関する改正事項などを解説いただきました。

## ④「印紙税の誤りやすい事例を中心として」

課税第二部 消費税課 諸税第一係長 上坂 貴世 氏から基本的事項をはじめ「工事注文書等」「仮契約書・仮文書等の取扱い」など誤りやすい具体的な事例を解説いただきました。

# 税金 なんでも Q & A

事業主の方、企業等の経理に携わっている  
方々からの相談が多い事例を中心に、  
税理士の山本高志先生がズバリお答えします。

**Q** 最近、親の認知症が気になり始めたところ、  
家族信託を勧められました。

**A** 家族信託の制度について教えてください。

認知症が悪化すると、契約が困難になり預金も下ろすことができなくなってしまします。

対応策として成年後見制度がありますが、これは本人の財産を守りそれを減らさないということに重点が置かれ、利益の不確定な投資などは、原則、実行できません。財産の管理運用処分が制限されてしまうことになります。そこで、柔軟な財産の管理運用処分が可能な制度として家族信託制度が注目されています。

家族信託では、財産の所有権を①財産から利益（賃貸不動産からの家賃収益など）を受ける権利と、②財産を管理運用処分（新たな入居者との契約や大規模修繕の実施など）できる権利とに分けて、②の権利だけを子供などに渡すことができます。

**Q** 家族信託の仕組みと生前贈与との違いを  
教えてください？

**A** 家族信託では、①委託者：財産を信託する人（親）と②受託者：信託財産の名義人となり、その管理・運用・処分などの仕事をする人（子）と③受益者：信託財産の財産権をもって、その財産からの利益を受ける人（親）に区分されます。

登記の名義人が委託者（親）から受託者（子）に変わるので、生きている間に不動産をとられてしまうのではなく不安を感じる親もいるのは事実ですが、相続発生（親の死亡）時には信託財産は相続財産となり、いわゆる生前贈与ではありません。もちろん、家族信託では贈与税は課税されません。

vol.40

## 家族信託について 教えてください

東京税理士会  
新宿支部 副支部長 税理士 山本 高志

Yamamoto  
Takashi

平成22年7月から1年間、新宿税務署長を務め、平成23年、税理士事務所を開設。専門誌に、「終末への税務の備え」、「税理士制度クロニクル」、「条説税理士法案内」、「新宿の鼠」などを連載。法人会では、「はじめての簿記」講座などの講師を担当。

TEL : 03-5989-1846 FAX : 03-5989-1847



財産権（受益権）は信託契約で決めた人に承継されるので、遺言と同様の効果は得られますが、信託されていても評価額が減額されるということはないので節税対策とはなりません。

**Q** 家族信託について注意することを  
教えてください？

**A** 畑や田んぼは家族信託の対象になりません。

また、家族信託はあくまで財産管理のための制度で、身上監護は範疇に含まれません。認知症の委託者（親）に代わって受託者（子）が施設への入居契約をすることはできません。別途、任意後見契約も考慮しておく必要があります。

さらに、信託財産の老朽化等により他人に損害を与えた場合、受託者は賠償責任を負い、それが信託財産を超えていると自身の財産からも賠償しなければならないというリスクがあります。

気をつけたいのは、複数いる子のうちの1人を受託者とした場合、他の子たちから文句が出て、家族間の争いに発展することもあるということです。

財産権（受益権）は信託契約で決めた人に承継されますが、遺留分を持つ相続人から遺留分相当額の請求を受ける可能性もあり、信託設計に当たって考慮しておく必要があります。

そのほか、家族信託した不動産所得の損失について信託していない事業との損益通算ができないこと、税務署への書類の提出が求められることなどの手間もあります。関係者全員でよく話し合われるとともに、契約書作成や税務についての専門家に相談されることをお勧めいたします。



# 新宿法人会オリジナル

# 働く人のための地震防災マップ

全体版



## 東京都防災アプリ

いつも・いざというときにも役に立つ、東京都公式の防災アプリです。楽しみながら防災の基礎知識を得られます。

新宿区境界線

QRコードより登録できます



Android



iOS

日頃から、自分の会社から避難場所や帰宅困難者一時滞在施設などをチェックして、緊急時に目的地への行き方など活用できるようにしておきましょう。

vol.219 / 2022.5

SHINJUKU

避難場所・災害拠点病院・帰宅困難者一時滞在施設など





# コロナ禍で明らかに 会社継続への備え

どんなに大きな災害が発生しても事業を継続しなくては?

経営者は自ら営む事業を大切に思い、事業を何とか継続しようと考えますが、

地域に大きな被害が発生している中で、優先すべき事業は何でしょう?

中小企業に重要なのは、事業が中断しても会社を存続させることです。

栗山 章 *kuriyama akira*

アールシーソリューション株式会社

2002年会社設立、代表取締役就任。

2006年から防災事業に取り組む。

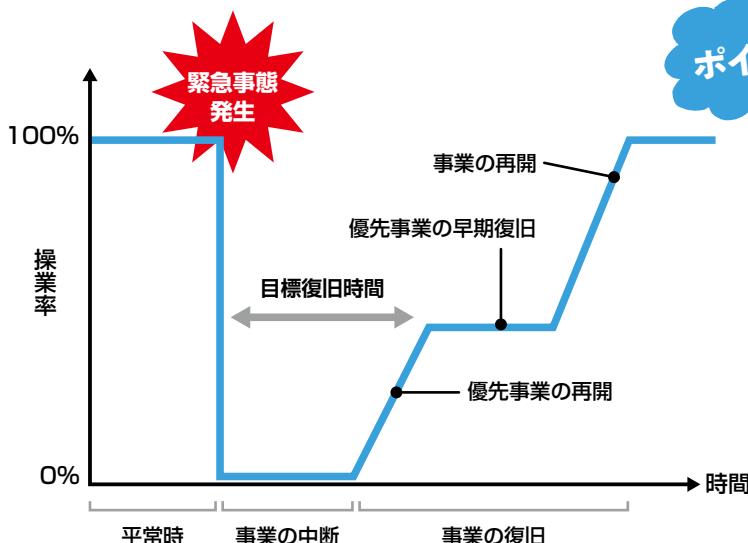
新宿法人会 西新宿第5支部長

コロナウイルス感染拡大を防ぐため、多くの飲食店が休業を余儀なくされました。BCP（事業継続計画）は、企業が緊急事態に遭遇した場合を想定して、中核となる事業を継続、または早期復旧をめざすために策定しますが、コロナ禍においては、事業を中断せざるを得ない状況となりました。事業が中断したとしても会社の存続を図らなければならないと、多くの経営者が考えたことでしょう。中小企業にとっては、事業継続は「会社継続」そのものではないでしょうか。

経営者は会社を存続させることを日々、考えながら経営をしているでしょうから、BCPは経営者の頭の中に漠然としたものがあるものの、整理された計画書の形で会社全体での共有はされていない、そんな状況なのだと思います。策定には時間も費用も掛かります。いざ、緊急事態が発生した時には実行

できなければ意味をなしません。経営の状況に合わせた見直しも必要です。自ら指揮を執れたらよいのですが、外出中に被災することもあり得ます。会社存続のため、事前に決めておかなければならぬことがあります。

ハザードマップを見ると、会社の所在地や自宅が危険な場所であるか否かを確認できます。多くは安全な場所だと思いますが、地域として捉えると危険な場所が点在していることもわかります。災害時には会社所在地や社員の生活する地域のどこかで大きな被害が発生してライフラインに支障が生じ、もしかしたら死者も出ているかもしれません。その中で優先して継続すべき事業は何か。事業を一時中断してから再開することも事前に考えておくことが、BCPに取り組む端緒となります。



▲事業継続計画における目標復旧時間と目標復旧レベルの考え方  
(参考:中小企業庁「中小企業BCP策定運用指針」)

►中小企業庁「中小企業BCP策定運用指針」

## ポイント

- 1 ハザードマップにより会社の災害リスクを事前に確認する
- 2 事業を一時中断したら会社の状況はどうなるかをイメージする
- 3 会社存続のため優先事業と目標復旧時間を決めておく



7月号予告

次回：会社の防災対策を考える③  
「テレワーク普及へ用意すべき防災用品」

新宿法人会オリジナル  
「働く人のための地震防災マップ拡大版①」



# 交際費

代表取締役の個人的消費か否か

## 事例①

### 「交際費は代表者の個人的な飲食費用」として給与課税されたもの

飲食代金につき、代表者は個人名義のクレジットカードで支払う一方、領収書には調査対象法人の名称を記載するように飲食店に依頼をしていました。



交際費勘定に記載された「〇〇〇」に対する支出が78回ありましたので反面調査を

**調査官** 行ったところ、代表者が1人で行ったことが判明しており、その回数は69回に及んでいます。また、「〇〇〇」の担当ホステスが店舗を変わるたび、代表者は利用する店舗を変えています。決済はどのように行っていたのですか？



領収書がある程度たまると、当社が管理している金庫から現金を出し、私が金銭出納帳

**代表者** に記帳した上で、領収書と金銭出納帳を経理担当者に渡しています。



これらの交際費勘定は、事実認定の結果、あなたの個人的な飲食費用であったと認められ、調査対象法人の業務に関連した支出ではありません。あなたが接待交際費に係る費用でないことを十分認識しながら、飲食店に調査対象法人宛の領収書を発行させ、この金額を総勘定元帳の交際費勘定に計上したことは、帳簿書類の虚偽記載に該当しますので重加算税の対象となります。



この支出は、私が飲食店へ一人で行った際の支出ではなく、友人や仕事等で知り合った者を接待したもので、交際費です。



そうですか。では、それを立証してください。



.....。

## 事例②

### 代表者1名で行った飲食の費用を交際費と認めなかつた国税当局の処分が取り消されたもの

税務調査を受け、「交際費勘定に計上した費用は損金に算入されない」として法人税の修正申告をしたところ、「代表者の個人的な飲食の費用を損金に算入したのは隠ぺい又は仮装の事実があった」として重加算税を賦課してきました。

代表者は当初、この飲食費用は調査対象法人の業務に関連した支出ではないと回答し、国税当局の質疑応答記録書に署名・押印をしていましたが、国税不服審判所では、この質疑応答記録書は事実に反しており、実際には、個人的な飲食に係る金額ではなく、全て交際費である旨答弁しました。

国税不服審判所では、次のように裁決をしています。  
・飲食店の勘定明細書の内、「人数」欄に「1名」

と記載のあるものが14件認められるものの、飲食店の全ての利用が代表者の個人的な飲食であることを裏付ける証拠は認められない。

・代表者は飲食代の全てが個人的なものであると回答しているが、その内容は、本件各飲食代金について概略的に述べたものであり、個々の支出について言及したものではなく、具体性が乏しい上、その内容を裏付ける客観的証拠は認められない。従って、本件各飲食代金について、個人的な費用であることを代表者が認識しながら、交際費勘定として計上したとは認められないから、仮装の事実を認めるにたる証拠もないでの重加算税の賦課は取り消すべきである。

**牧野義博**（まきの・よしひろ）

東京国税局調査部において特別国税調査官、統括国税調査官、調査開発課長等を経て八王子税務署長を最後に退官。東京都新宿区で税理士登録。著書には「ザ・税務調査1~3」「税務トラブルと債務の確定」（大蔵財務協会）ほか専門誌等に執筆。HPは「牧野義博税理士事務所」で検索。全国各地で講演会も行っている。



# 2022年度税務職員募集

*Pride of the Specialist* ~公平な世の中を創る、志~

税務職員は、国税局や税務署において、税務のスペシャリストとして法律・経済・会計等の専門知識を駆使して適正な課税を維持し、また、租税収入を確保するための事務を行います。

## ◇受験資格

- 1 2022(令和4)年4月1日において高等学校又は中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して3年を経過していない者（2019(平成31)年4月1日以降に卒業した者が該当する。）及び2023(令和5)年3月までに高等学校又は中等教育学校を卒業する見込みの者
- 2 人事院が上記1に掲げる者に準ずると認める者

## ◇申込手続

- 1 申込方法 インターネット申込み  
人事院ホームページ上の申込専用アドレスをご利用ください。
- 2 受付期間 令和4年6月20日(月) 9時から令和4年6月29日(水) [受信有効]まで
- 3 受験案内交付期間  
令和4年5月6日(金)から令和4年6月29日(水)まで  
9時から17時まで(土曜日及び日曜日を除く。)
- 4 受験案内交付場所  
東京国税局又は最寄りの税務署若しくは人事院各地方事務局(所)  
(注)人事院ホームページからもダウンロードすることができます。

人事院  
国家公務員試験  
[採用NAVI]



採用関係お役立ち  
リンク集



## ◇試験日

- 第1次試験 令和4年9月4日(日)  
第2次試験 令和4年10月12日(水)から令和4年10月21日(金)までのうち指定された日時

\*試験概要等の詳しい情報は、東京国税局ホームページ「採用関係お役立ちリンク集」をご確認ください。

[問合せ先] 東京国税局 総務部 人事第二課 試験係 (代表)03-3542-2111 内線2162

事業者の方へ！

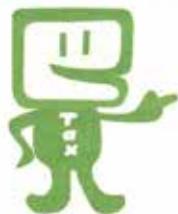
国税庁

消費税の  
インボイス  
制度

# 登録申請受付中！

令和5年10月1日からインボイス制度が始まります。  
インボイスを交付する事業者となるには事前に登録申請が必要です。

登録申請手続は、e-Taxをご利用ください!!



- 「e-Taxソフト(WEB版)」、「e-Taxソフト(SP版)」をご利用いただくと質問に回答していくことで申請が可能です。
- e-Taxで申請した場合、電子データで登録通知の受領が可能です。



個人事業者の方はスマートフォンからでもe-Taxで申請できます。  
e-Taxのご利用には事前にマイナンバーカードの取得が必要です。

全国どこからでも誰でも参加可能な  
オンライン説明会を開催

インボイス制度の基本的な事項や留意すべき点などを解説します。また、チャット機能を利用した質疑応答も行っております。

説明会サイトへ▶



●インボイス制度に関する一般的なご相談は、軽減・インボイスコールセンターで受け付けております。

【専用ダイヤル】0120-205-553(無料)

【受付時間】9:00～17:00(土日祝除く)

インボイス制度について詳しくお知りになりたい方は、国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp>)の「インボイス制度特設サイト」をご覧ください。

特設サイトへ▶



## 新宿都税事務所からのお知らせ

### 5月は自動車税種別割の納期です

自動車税種別割は、毎年4月1日現在、自動車検査証（車検証）に記載されている所有者（割賦販売の場合は使用者）の方に課税されます。令和4年度の自動車税（種別割）納税通知書は、5月2日（月）に発送します。5月31日（火）までにお納めください。 東京都の自動車税種別割は、金融機関・郵便局のペイジー一対応のインターネット（モバイル）バンキング、ATMのほか、パソコンやスマートフォン等からクレジットカードでも納付できます。さらに、スマートフォン決済アプリでも納付できますので、ぜひご利用ください。

詳しくは、東京都主税局ホームページ (<https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/>) をご覧ください。

### 納税証明・評価証明の電子申請を開始しました

**納税証明・評価証明の申請には  
電子申請 をご活用ください！**

※納税義務者本人からの申請が対象です。（代理人申請不可）



**自宅やオフィスのパソコンから東京共同電子申請・届出サービスを  
利用して申請・手数料納付が出来ます！**

#### ◆交付申請が可能な証明

- 納税証明（車検用納税証明は除きます。）
- 酒類製造販売の免許申請のための証明
- 滞納処分を受けたことのないことの証明
- 23区内の固定資産（土地・家屋）評価証明

#### ◆注意事項

- パソコンから申請してください。（Windowsのみ、スマートフォン・タブレット端末不可）
- 個人申請では、マイナンバーカードとICカードリーダーが必要です。
- 法人申請では、各種電子証明書とICカードリーダー（ICカード型証明書の場合）が必要です。
- 証明は普通郵便にて送付します。（速達・書留等の郵送オプションには対応しておりません。）

申請可能な証明の種類や詳細な手続Q&Aについては  
主税局ホームページをご確認ください。



主税局HP▶



東京都新宿都税事務所（相談広報担当）  
新宿区西新宿7-5-8 (03-3369-7151)



主税局公式Twitterは、  
こちらからどうぞ！



- ◆ 今回はコロナ禍で出来なかった「交流会」を3年ぶりに開催いたします。
- ◆ ご出席と景品・協賛金のご提供をよろしくお願ひいたします。
- ◆ 正会員 4月郵送のご案内ハガキ  
賛助会員 FAX送信の交流会案内状 で、お申込み・ご返信ください。
- ◆ もし正会員の方でご欠席の場合は、委任状に記名・捺印の上、ご返信ください。



## 日 時

6月9日(木) 17:00～20:30 (受付 16:30開始) ※時節柄、服装はクールビズでも差し支えありません。  
 総会 17:00～18:10 交流会 18:30～20:30

## 場 所

ハイアットリージェンシー東京 地下1階 新宿区西新宿2-7-2  
 総会 桃山 交流会 クリスタルルーム

※新型コロナの感染状況により、交流会を取り止める場合があります。

## 議 題

報告事項 令和3年度事業報告／令和4年度事業計画並びに収支予算 ※議案書は4月25日より当会ホームページに掲載いたします  
 審議事項 令和3年度収支決算並びに監査報告承認の件



## 交流会

お楽しみ抽選会(豪華景品あり)と新入会員のご紹介を実施しますので最後までお残りください。

**参加費: 1名 / 7,000円** (交流会にご出席の方のみ)

▶5月13日(金)までに右記口座にお振込みください。

※新入会員は1社につき1名様無料。

今回の新入会員は、コロナ禍で実施できなかった年を考慮して、平成31年4月以降入会の会員とします。

※お振込の際は、**法人名の前に管理番号を入力してください。**

恐れ入りますが、振込手数料は貴社にてご負担ください。当日キャンセルされた場合は、会費の返金はできません。

振込先		
三井住友銀行	新宿通支店	(普) 0921917
みずほ銀行	新宿支店	(普) 5464616
三菱UFJ銀行	新宿中央支店	(普) 4931665
口座名		
公益社団法人 新宿法人会		



「成長と分配の好循環」と「コロナ後の新しい社会の開拓」をコンセプトに、新しい資本主義の実現に取り組む改正

積極的な賃上げ等を促すための措置として、継続雇用者の給与等支給額及び教育訓練費を増加させた企業に対して、給与等支給額の増加額の最大30%を法人税額から控除する措置が講じられるなど、令和4年度税制改正の内容を図表やイラストを用いわかりやすく解説しています。

- 法人にかかる税制はここが変わる！
- 個人にかかる税制はここが変わる！
- 土地・住宅にかかる税制はここが変わる！
- 消費課税にかかる税制はここが変わる！
- 納税環境はここが変わる！

## 法人会から 小冊子 プレゼント

ご希望の方は法人会事務局まで、下記QRコード、メール、FAXまたは電話(平日午前9時～午後5時)にてお申込ください。

- 申込者名(法人の場合は、会社名とご担当者名)
- 連絡先TEL・FAX
- 小冊子郵送先住所
- 希望の小冊子名及び必要部数  
※1タイトルにつき2冊まで  
以上をお知らせください。本の引き渡しはメール便にて対応させて頂きます。

### 先着100名様

その他的小冊子もプレゼントしております。詳しくは新宿法人会ホームページをご覧ください

新宿法人会

検索

FAX 03(3371)3834  
 TEL 03(3371)3821  
[info@shinjuku-hojinkai.or.jp](mailto:info@shinjuku-hojinkai.or.jp)



コロナ克服のために、中小企業が知りたい経済対策・税制について、最新情報を分かりやすく解説！

#### 事業復活支援金

コロナウイルス感染症による大きな影響を受けた企業を支援

#### 事業再構築補助金の見直し・拡充

思い切った事業再構築に意欲的に挑戦する企業を支援

#### 中小企業生産性革命推進事業の見直し・拡充

設備投資・IT導入・販路開拓に加えて、事業承継などの補助金拡充

#### 雇用調整助成金の特例措置

事業活動の縮小により、雇用の維持を図るための助成制度

#### 資金繰り支援の延長

無利子・無担保融資の申込期限の延長、劣後ローン・伴走支援型特別保証の実施

#### 賃上げを行う企業への税制支援の強化

その他の令和4年度税制改正(中小企業関連)

# 今後の法人会イベント

5月

時 間	名称：内容	会 場	オンライン配信
16日(月) 14:00～15:00	インボイス制度説明会 講師：新宿税務署担当官	法人会館3階	○
17日(火) 13:30～16:50	決算法人説明会 講師：榛村 憲一郎 税理士、新宿税務署担当官	//	○
19日(木) 16:00～17:00	税制改正セミナーおよび改正電子帳簿保存法研修会 講師：新宿税務署 副署長 中谷 豪氏	//	○
24日(火) 13:30～16:00	新設法人説明会 講師：新宿税務署担当官	//	—
26日(木) 14:00～15:00	はじめての印紙税講座 講師：新宿税務署担当官	//	○

6月

時 間	名称：内容	会 場	オンライン配信
9日(木) 17:00～20:30	第10回通常総会・交流会	ハイアットリージェンシー東京	—
16日(木) 13:30～16:00	新設法人説明会 講師：新宿税務署担当官	法人会館3階	—
20日(月) ・21日(火) 9:30～11:00 14:00～15:00	生活習慣病健康診断 一般定期健康診断	東京貨物運送 健保会館	—
22日(水) 13:30～16:50	決算法人説明会 講師：星田 直太 税理士、新宿税務署担当官		○
23日(木) 14:00～15:00	インボイス制度説明会 講師：新宿税務署担当官	//	○

## BOOK REVIEW

紀伊國屋書店  
ブックソムリエが選ぶ  
おすすめ本



### シャーロック・ホームズの建築

出版社：エクスナレッジ  
著者：文／北原尚彦 絵・図／村山隆司

有名な探偵シャーロック・ホームズ。事件の舞台となる建築をホームズ研究家と一級建築士が、文中に出て来る描写、建築用語、時代背景から考察。「こんなでは？」とまとめた1冊。映像化が多い作品ですが、現場以外の間取りまで出て来るものはそうそう無いのでは。

推理小説を読む上で、文脈から現場を想像するのは読書の楽しみでもありますが、原文の表記や、ヴィクトリア朝の様式を考慮してみると一つの単語が幾通りもの解釈が出来るものもあり、これは大変な作業と分かる。それらが紐解かれ、1つの建物、間取りとしてイラストで紹介されているので考察が推理小説の様であって面白い。

『まだらの紐』『バスカヴィル家の犬』『緋色の研究』タイトルが見た覚えがあるのはないでしょうか。ストーリーも簡潔にまとめられ、シャーロキアンも納得の資料としても読みます。英国、間取り、探偵小説、これらがお好きな方にはおすすめの1冊です

紀伊國屋書店 <https://www.kinokuniya.co.jp/>

## 珈琲たいむ



今は亡き忌野清志郎さんの「昼間のパパ」という曲の一節に「働くパパはちょっとちがう 働くパパは光ってる」という歌詞があるので、コロナ禍の中で私も妻もテレワークとなり、働く妻の姿を見るようになりました。家では優しい妻も仕事では厳しい一面もあり凄く頑張っていて、出来る限り応援したいという気持ちになりました。

私は以前から家事は手伝う方だと思っていましたが、今は私主導で家事をするようになりました。家事をしながらの仕事は集中力を欠き、非常に難しいことだと思います。私は家族が寝た深夜帯に集中して仕事をするようになりました。

子供たちが学校から帰ってくると私が家事をしているのを見て最初の頃は「どうしてうちはお父さんが家のことを行っているの？」と質問してきましたが、子供たちには「家事をやるのは母親だという考えは今の時代には古い。今の時代は男女平等で日本は遅れている。うちは最先端なんだ」という話をしています。とはいって、子供たちにご飯だけは母親に作って欲しいと言われましたけど。

生活様式が変わり悪いことが多い中でも視点を変え、変化に対応していい方向に向かうように考えていかないといけないです。コロナが収束してまた元の生活に戻ったとしても今の気持ちを忘れずに妻に感謝したいと思っています。「働くママはちょっとちがう 働くママは光ってる」

(甘党)

SHINJUKU 2022  
第219号

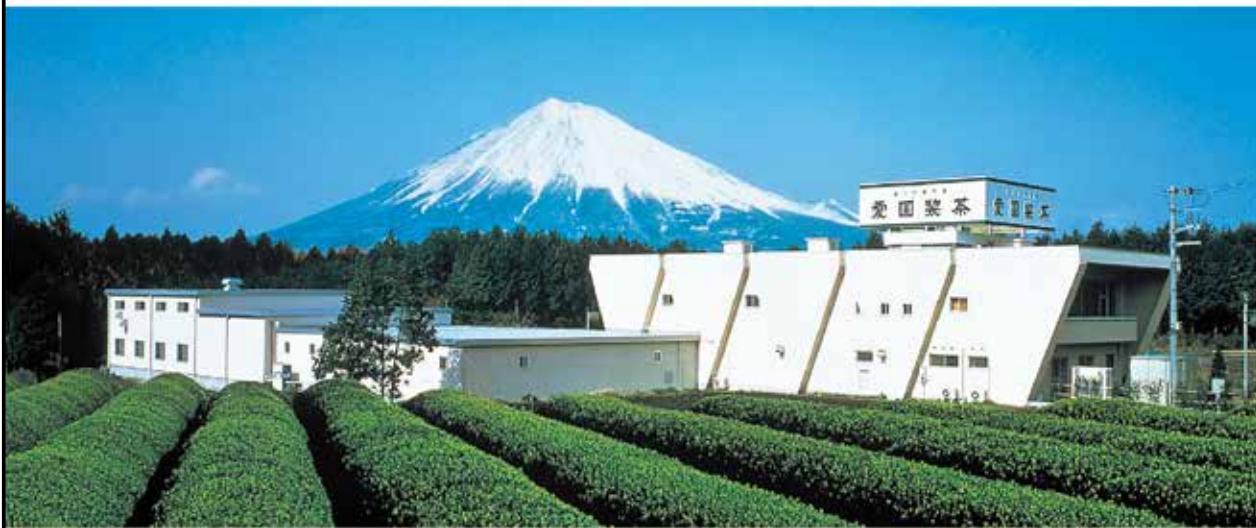
2022年5月1日発行

(発行所) 公益社団法人 新宿法人会  
東京都新宿区北新宿1-19-19  
TEL 03-3371-3821(代)  
FAX 03-3371-3834  
<https://shinjuku-hojinkai.or.jp>

(発行人) 会長 高野 吉太郎  
(編集) 広報委員長 稲葉 和久  
(デザイン・印刷)  
有限会社 J-Art

イベント予定

摘みたての味と香りを  
茶園・工場より  
そのままお届けします。



お茶の心を伝える

**愛国製茶**

本社 〒169-0051 東京都新宿区西早稲田3-7-9

TEL 03-3207-1611 (代表) FAX 03-3207-1610

工場 〒418-0021 静岡県富士宮市杉田字中村398

TEL 0544-23-6261 (代表) FAX 0544-23-1775

## (公社)新宿法人会恒例の 1日人間ドック形式による **生活習慣病健診**

ぜひこの機会に経営者の皆様始め、従業員、ご家族の健康をお確かめください。

### 2022年度 健診日程

健診日	曜日	会場
6/20	月	東京貨物運送 健保会館
6/21	火	新宿区四谷1-23

※オプション検査 「アミノインデックス」  
「Lox-index」  
「頸動脈超音波検査」  
「女性健診」(乳房、子宮、卵巣)  
「MAST48mix」  
「ABC 検診」  
「CYFRA」  
「前立腺腫瘍マーカー検査」  
「新型コロナ抗体検査」  
「腸内フローラ検査」  
「甲状腺検査」

#### ★申し込み方法

4~5月頃、封書にて会員の皆様へ  
ご案内を送付させて頂きます。

※料金はすべて税込

**総合コース** **会員特別料金 38,300円 (一般54,100円)**

Aコースに腫瘍マーカー (CEA・AFP・CA19-9) 検査 + 超音波腹部5臓器(胆・肝・脾・腎・脾) 検査の他B型肝炎検査+C型肝炎検査が追加されます。

**Aコース** **会員特別料金 22,500円 (一般28,700円)**

視力検査・聴力検査・呼吸器系・循環器系・消化器系・腎機能検査・肝機能検査・胰機能検査・糖尿病検査・高脂血症・高尿酸血症・血液検査・便潜血大腸ガン検査・眼底検査・眼圧検査・診察等

**Sコース** **会員特別料金 17,700円 (一般22,500円)**

Aコースの消化器系(胃部X線・大腸ガン)はいたしません。希望される方は、A又は総合コースでお申ください。

●総合コースに限り、喀痰(肺ガン)検査を専用容器代のみで実施 500円

## 一般財団法人 全日本労働福祉協会

〒143-0016 東京都大田区大森北1-18-18 3階

電話 (03) 5767-1714

さあ! ネットで申告



国税庁 e-Tax キャラクター イータ君

申告時に提出する「法人事業概況説明書」に  
**『新宿法人会 会員』と記入しよう♪**



新宿法人会は e-Tax を推進しています